

「シエノピラフェン」、「スピネトラム」及び「ピリベンカルブ」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「シエノピラフェン」については、農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨の農林水産省からの連絡を平成21年7月27日に受理した。また、「スピネトラム」及び「ピリベンカルブ」については、農薬取締法に基づく登録の申請があった旨の農林水産省からの連絡を、平成21年6月23日及び同年7月27日にそれぞれ受理した。

これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

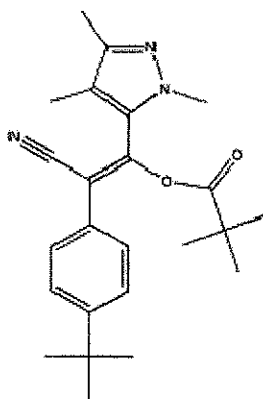
2. 評価依頼物質の概要

(1) シエノピラフェン

本薬は殺虫剤である。平成21年8月現在、なす、りんご等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回新たに、ネクタリン、ぶどう等への適用が申請されている。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

食品安全委員会による食品健康影響評価がなされており、2008年1月に、許容一日摂取量（ADI）として0.05 mg/kg 体重/日と設定されている。

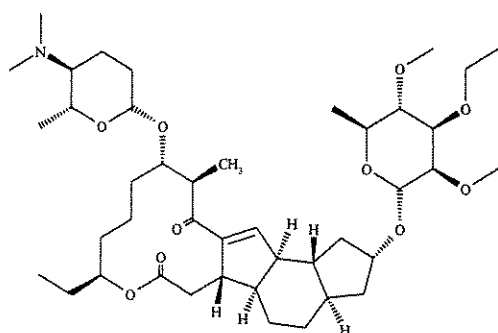


(2) スピネトラム

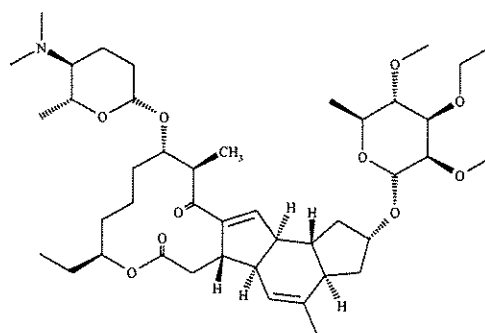
本薬は殺虫剤であり、今回、稲、レタス、りんご等への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価では、ADIとして0.05mg/kg 体重/日と設定されており、レタス、仁果果実等の基準が本年のコーデックス総会において採択されている。

食品安全委員会による食品健康影響評価がなされており、2009年1月に、ADIとして0.024 mg/kg 体重/日と設定されている。



スピネトラム-J

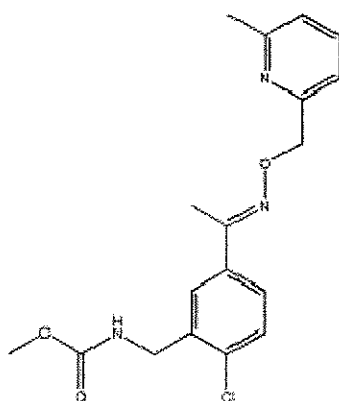


スピネトラム-L

(3) ピリベンカルブ

本薬は、殺菌剤であり、今回、きゅうり、キャベツ、りんご等への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。